

令和元年度 福島県育休任期付職員 採用候補者登録試験 受験案内



令和元年 5 月
福 島 県

- ◆ 福島県庁及び県の出先機関（知事部局、病院局、教育委員会（市町村立学校を除く）、警察本部等の各機関（県外事務所を含む））において、育児休業を取得する職員の代替として勤務する職員（育休任期付職員）を募集します。

- この登録試験の合格者は、「育休任期付職員採用候補者名簿」（候補者名簿）に登録され、10か月以上の育児休業を取得する職員があった場合に採用されます。
- 勤務する県の機関は、育児休業を取得する職員が勤務している機関です。（具体的な勤務所については、合格者に個別に連絡します。採用にあたっては、合格者の意向を踏まえ決定します。）
- 候補者名簿の有効期間は名簿登録の日（令和元年8月28日）から3年間です。
- 採用は、合格発表日以降から随時開始されますが、職員の育児休業の取得状況によっては、候補者名簿に登録されても、採用されない場合があります。
- 任期はおおむね10か月以上3年未満で、各職員の育児休業請求期間に応じて採用時に決定されます。

【受付期間】令和元年5月27日（月）～6月20日（木）必着

【第1次試験日】令和元年7月2日（火）

【第1次試験場】

- ① 福島県庁（本庁舎5階 正庁）：福島市杉妻町2-16
 - ② 福島県南相馬合同庁舎（4階 会議室）：南相馬市原町区錦町一丁目30
- ◆ ①、②のうち、申込書類にて自ら希望する会場で受験となります。

※ 受付後、特に受験票等の送付は行いません。受験番号については、試験当日の会場受付にてお知らせします。

1. 区分試験（職種）、登録予定人員及び職務内容等の一例

区分試験 （職種）	登録予定 人員	職務内容等の一例
一般事務A	35名程度	知事部局、病院局、教育委員会（市町村立学校を除く）及び警察本部等の本庁又は出先機関において、一般行政の事務に従事します。
一般事務B ※	8名程度	知事部局、病院局、教育委員会（市町村立学校を除く）及び警察本部等の <u>浜通り地域</u> に所在する出先機関において、一般行政の事務に従事します。
児童自立 支援専門員	2名程度	児童自立支援施設等における児童の自立支援に係る業務に従事します。
看護師	1名程度	看護業務（県立病院を除く）に従事します。
農業土木	1名程度	農業農村整備事業等の業務に従事します。
農業	1名程度	農業改良普及等の業務に従事します。

※ 一般事務Bは勤務地を「浜通り地域」に限定して募集します。

（浜通り地域…いわき市、相馬市、南相馬市並びに双葉郡及び相馬郡の町村）

※ 上記のうち、複数の区分試験を併願することはできません。

2. 受験資格

各職種における受験資格は下記のとおりとなります。なお、全ての職種において年齢要件はありません。

区分試験 (職種)	受 験 資 格
一般事務A 一般事務B 農業土木 農 業	資格要件はありません。
児 童 自 立 支 援 専 門 員	次の①～⑧のいずれかの資格を有する者
	① 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
	② 社会福祉士の資格を有する者
	③ 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部（旧国立武蔵野学院附属救護事業職員養成所養成部を含む）を卒業した者
	④ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事した者又は別記（注）に掲げる期間の合計が2年以上である者
	⑤ 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事した者又は別記（注）に掲げる期間の合計が2年以上である者
	⑥ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事した者又は別記（注）に掲げる期間の合計が2年以上である者
	⑦ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事した者又は別記（注）に掲げる期間の合計が5年以上である者
⑧ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事した者又は2年以上教員としてその職務に従事した者	
看 護 師	保健師助産師看護師法第7条第3項で定める看護師の免許を有する者

注) 別記

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

● 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- 日本の国籍を有しない者（看護師を除く）
- 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験日時、試験場及び合格者発表

区分	日時	試験場	合格者発表日
一次試験	令和元年7月2日（火） 9:30～12:00(受付は9:00～9:30)	【福島会場】 福島県庁 本庁舎5階 正庁	令和元年7月17日（水）
		【南相馬会場】 福島県南相馬合同庁舎 4階 会議室	
二次試験	令和元年7月29日（月）又は 令和元年7月30日（火）※予定 詳細については、第1次試験合格者に別途通知します。	福島県庁	令和元年8月28日（水）

※ 合格者発表は、福島県庁前掲示場、郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬、いわきの各合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には文書で通知します。

また、福島県人事課のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01125c/>

なお、不合格者に対しては通知しません。

4. 試験種目及び内容

区分	区分試験 (職種)	試験種目	試験内容
一次試験	一般事務A 一般事務B 看護師	教養試験 (多肢選択式) (50題)	職員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験（高校卒程度） (出題分野は、6ページをご覧ください。)
	農業土木	専門試験 (多肢選択式) (40題)	職員として必要な専門的知識、技術及び能力についての筆記試験（高校卒程度） (出題分野は、6ページをご覧ください。)
	児童自立 支援専門員 農業	専門試験 (記述式)	職員として必要な専門的知識、技術及び能力についての筆記試験（大学卒程度） (出題分野は、6ページをご覧ください。)
二次試験	全職種	適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査
		口述試験	人物についての個別面接による試験

5. 試験種目ごとの配点及び満点

試験種目	教養・専門試験	口述試験	適性検査	満点
配点	100	90	適否	190

6. 合格基準及び合格者の決定方法について

(1) 合格基準について

試験種目	合格基準
適性検査	一定の基準に達していること。
口述試験	3名の評定者が「適」「否」のいずれかで評定し、「否」の評定をした評定者が2名以上いないこと。「否」の評定をした評定者が1名の場合は、全体の評定結果を踏まえ総合的に評定を行う。

(2) 合格者の決定方法について

最終合格者は、第1次試験と第2次試験の得点を合計したうえで、登録予定者数を勘案して決定されます。

ただし、合格基準に達しない試験種目が一つでも存在する場合には、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

適性検査については、適か否の判定となり、得点化の対象とはなりません。適性検査において否となった場合には、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

7. 受験手続

(1) 受験申込みの方法

区分試験 (職種)	提出書類
全職種共通	① 履歴書(指定様式) ② 面接カード(指定様式)
※ 以下の職種については、上記①、②のほかに以下の書類をそれぞれ添付してください。	
児童自立支援専門員	・ 児童自立支援事業従事証明書(「2. 受験資格」④～⑧の該当者) ・ その他受験資格を満たすことを証明する書類(「2. 受験資格」①、②及び⑧の該当者) ・ 卒業証明書、成績証明書(厳封)
看護師	・ 免許・登録証の写し
<ul style="list-style-type: none"> 履歴書は必ず指定した様式(当案内に掲載)を使用してください。 履歴書には必ず、顔写真を貼り、黒インクのペン又はボールペンで記入してください。 	

提出方法及び提出先	
持参又は郵送のいずれかの方法により提出してください。	
○ 持参する場合	福島県人事課（福島県庁本庁舎2階）に直接提出してください。
○ 郵便による場合	封筒の表に朱書きで「育休任期付申込」と書いて、必ず簡易書留にして送付してください。 （送付先）〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県人事課 なお、簡易書留によらない方法で事故が発生した場合の責任は負いません。

受付期間及び受付時間	
令和元年5月27日（月）から令和元年6月20日（木）まで	
<ul style="list-style-type: none"> ・郵便による場合は、令和元年6月20日（木）までに必着とします。 ・受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。 ・受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。 	

（2） 受験の際の注意事項

試験当日持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 鉛筆又はシャープペンシル（HBに限る。） ② プラスチック消しゴム
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 試験当日会場に到着したら、受付係員に区分試験（職種）及び氏名を述べ、係員の指示に従ってください。 ○ 遅刻は原則として認めません。 ○ 申込み後の区分試験（職種）の変更は認めません。 ○ 試験会場へは公共交通機関をご利用ください。

8. 給与及び勤務時間等

育休任期付職員は、任期が定められていること以外、給与、勤務時間等については任期の定めのない職員と同様に地方公務員法等の規定が適用され、採用後は、一般職の職員として勤務していただくこととなります。

- （1） 平成31年4月1日現在の給料月額、次表のとおりです。なお、学歴が次表よりも上位であったり、職歴がある場合には、その内容によって次表の月額よりも高い額に決定されます。（任期中の昇給はありません。）

区分試験	給料月額	給料決定上の学歴
児童自立支援専門員 農業	184,900円	大学卒
看護師	194,500円	短大卒
一般事務A 一般事務B 農業土木	151,900円	高校卒

- （2） 任期の定めのない職員と同様に、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務（残業）手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。
- （3） 勤務時間については、原則として月曜日から金曜日までの週5日、1日7時間45分勤務です。

9. 合格から採用まで（任用期間等について）

- (1) この試験の最終合格者は、令和元年8月28日付けで「育休任期付職員採用候補者名簿」（候補者名簿）に登録され、令和元年8月28日以降で育児休業を取得する職員があった場合に採用されます。
- したがって、必ずしも令和元年8月28日以降採用されるとは限らず、職員の育児休業の取得状況によっては、候補者名簿に登録されても、採用されない場合があります。
- (2) 候補者名簿の有効期間は令和元年8月28日から令和4年8月27日まで（3年間）です。
- (3) 任命権者が、採用候補者の中から順次採用者を決定します。
- (4) 育休任期付職員の任期は、おおむね10か月以上3年未満で、各職員の育児休業請求期間に応じて採用時に決定されることとなります。なお、職員の育児休業期間に変更があった場合は、任期が更新され、又は短縮される場合があります。また、候補者名簿の有効期間内であれば、一度任用された場合でも、再度任用されることがあります。



10. 試験結果の開示

この試験の結果の開示については、福島県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいで下さい。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験 不合格者	第1次試験の得点及び順位	合格者発表日から 1か月間	福島市杉妻町2-16 (福島県庁西庁舎12階) 福島県県政情報センター
第2次試験	第2次試験 受験者	第1次試験の得点、第2次試験の得点及び適否、総合得点、総合順位		

《職種別出題分野（予定）》

教養試験 (高校卒程度)	専門試験 (大学卒程度)		専門試験 (高校卒程度)
一般事務A、一般事務B 看護師	児童自立支援専門員	農業	農業土木
社会科学 人文科学 自然科学 文章理解 判断推理 数的推理及び資料解釈	心理学 社会学 教育学 社会福祉一般 児童福祉一般	栽培学汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壌肥料学 植物生理学 農業経済一般	農業土木概論 農業土木設計 農業土木施工 農業情報処理 生物工学基礎

11. その他

- (1) この受験案内及び提出用紙は福島県人事課のホームページ
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01125c/>) から入手できます。
- (2) 障がい等により受験に際し配慮を希望する場合は、申込期間内に
福島県人事課 (Tel : (024)521-7033)までご連絡ください。

受験番号		氏名	
------	--	----	--

4 趣味

5 最近関心を持ったこと

6 希望勤務地及びその理由

第1希望（ ） 第2希望（ ） 第3希望（ ）

※ 上記カッコ内に次の数字を記入すること。
 ※ 一般事務Bを受験する場合は、⑥と⑦のみ記入すること。

① 県北地域 ② 県中地域 ③ 県南地域 ④ 会津地域

⑤ 南会津地域 ⑥ 相双地域 ⑦ いわき地域 ⑧ どこでも可

上記の理由